

令和 2 年 9 月 16 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総 務 大 臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

第 201 回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 45 号。以下「改正法」という。）は、令和 2 年 6 月 12 日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ令和 2 年政令第 282 号及び令和 2 年総務省令第 88 号をもって、ともに本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号。以下「規則」という。）の改正は、改正法による公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正に伴い、町村の議会の議員の選挙について、立候補の届出書又は推薦届出書の添付文書として供託をしたことを証明する書面を定めるとともに、選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる選挙運動のために使用するビラの数等を定めること等を目的として行われ、改正令及び改正規則は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（令和 2 年 12 月 12 日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、改正令及び改正規則の内容を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）等の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 改正令及び改正規則の内容

1 立候補の届出書又は推薦届出書の添付文書に関する事項

町村の議会の議員の選挙について、立候補の届出書又は推薦届出書の添付文書として供託をしたことを証明する書面を定めるものとされたこと。（新令第89条第2項関係）

2 一部無効再選挙におけるビラの頒布枚数に関する事項

町村の議会の議員の選挙について、選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる選挙運動のために使用するビラの数に600枚と定めるものとされたこと。（新令第132条の8第1項関係）

3 施行期日等

(1) 改正令及び改正規則は、改正法の施行の日（令和2年12月12日）から施行するものとされたこと。ただし、規則別記第16号様式の6、別記17号様式の7及び別記18号様式の8の改正規定については、公布の日から施行するものとされたこと。（改正令附則第1項及び改正規則附則関係）

(2) 新令の規定は、改正令の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員の選挙について適用し、改正令の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2項関係）

(3) その他所要の規定の整備を行うこととされたこと。

第2 供託に関する事項

改正法及び改正令の施行に伴い、令和2年12月12日以後その期日を告示される町村の議会の議員の選挙については、公職の候補者の届出をしようとする者は、公職の候補者1人について15万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託するとともに、立候補の届出書又は推薦届出書に供託をしたことを証明する書面を添付しなければならないこととされたことに関し、以下について適切に周知されたい。

1 供託所について

供託ができる法務局、地方法務局及び法務支局については、次のウェブサイト
にその一覧（供託所一覧）が掲載されていること。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu.html>

2 オンラインによる供託手続について

現金又は振替国債の供託については、供託所に出向くことなくオンラインによ
る供託手続を行うことも可能であり、その詳細については、次のウェブサイトに
掲載されていること。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>

なお、この場合、立候補の届出書又は推薦届出書には、「供託書正本」に代え
て、「みなし供託書正本」（供託規則（昭和34年法務省令第2号）第42条）を
添付する必要があること。